

# 確認検査業務手数料規程

日本建物評価機構株式会社

# 確認検査業務手数料規程

## (趣旨)

第1条 この確認検査業務手数料規程（以下「手数料規程」という。）は、日本建物評価機構株式会社（以下「JBA0」という。）が建築主、設置者又は築造主（以下「建築主等」という。）が計画する、建築物、建築設備及び工作物（以下「建築物等」という。）の建築確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定業務（以下「確認検査業務」という。）を受託するに際し、JBA0が別に定めた確認検査業務規程（以下「業務規程」という。）及び確認検査業務約款（以下「業務約款」という。）に基づき、確認検査業務の引受手数料について必要な事項を定める。なお、この規程は、JBA0が国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の確認検査を行う場合に準用する。

## (建築物に関する確認の申請手数料)

第2条 建築基準法（以下「法」という）第6条の2第1項に定める確認申請に係る手数料は、確認申請一件につき、次の各号に掲げる額とする。

- 一 法第6条の3による確認の特例建築物は、別表第1に掲げる額
  - 二 上記以外のすべての建築物は、別表第2に掲げる額
- 2 別表第1、第2の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。
- 一 建築物を建築する場合（次の二号～四号に掲げるもの及び移転の場合を除く。）は、当該建築に係る部分の床面積
  - 二 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をJBA0から受けている場合は、当該計画の変更に係る部分の床面積の1/2
  - 三 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合で、JBA0以外の確認検査機関及び建築主事（以下「他機関等」という）から当該計画の変更に係る直前の確認を受けている場合は、当該建築に係る部分の床面積及び変更に係る部分の床面積の1/2
  - 四 建築物を別棟増築する場合は、当該計画の増築に係る部分の床面積（別棟増築する場合以外の増築は、当該増築する部分の床面積及び、当該建築物の他の部分の床面積の1/2を合計した床面積）
  - 五 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（次号に掲げる場合を除く。）は、当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積
  - 六 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合は、当該計画の変更に係る部分の床面積
- 3 次の各号に該当する場合は、前1号で定める額に当該各号に定める割合に応じた手数料額を加算した金額とする。
- 一 天空率の審査 適用数×確認申請手数料の10%
  - 二 区画避難・階避難安全検証法の審査 当該階の床面積の合計に係る確認申請手数料の10%（×検討数）
  - 三 全館避難安全検証法の審査 当該建築物の床面積の合計に係る確認申請手数料の20%（棟毎）
  - 四 耐火性能検証法、防火区画検証法の審査 当該建築物の床面積の合計に係る確認申請手数料の20%（×検討数）

## 五 構造の審査の審査

- ①仕様規定等による審査 構造の棟数×20,000円
  - ②構造計算による審査(500㎡未満) 構造の棟数×40,000円
  - ③構造計算による審査(500㎡以上) 2棟目以上から構造の棟数×確認申請手数料の20%
- 六 構造計算適合性判定図書との整合性審査 構造の棟数×20,000円
- 七 省エネ適合判定図書との整合性審査 対象建築物の棟数×10,000円
- 八 特定天井の審査 特定天井の数×200,000円
- 九 限界耐力計算法・エネルギー法・免震構造を用いた場合、構造の棟数×確認申請手数料の10%
- 十 許容応力度等計算法の審査 下記の当該建築物の床面積に応じた額×構造の棟数
- 床面積が0～1,000㎡以内の場合100,000円
  - 床面積が1,000㎡超～2,000㎡以内の場合150,000円
  - 床面積が2,000㎡超～10,000㎡以内の場合200,000円
  - 床面積が10,000㎡超～50,000㎡以内の場合260,000円
  - 床面積が50,000㎡超の場合400,000円
- 十一 省エネ基準適合を仕様基準で確認する審査
- ①一戸建ての住宅の場合 25,000円
  - ②共同住宅・長屋等の場合 基本料金 60,000円+戸当たり3,000円

### (建築設備に関する確認の申請手数料)

第3条 法第87条の2に定める昇降機、小荷物専用昇降機及びその他の建築設備の確認申請に係る手数料は、一の建築設備について別表第3に掲げる額とする。

### (工作物に関する確認の申請手数料)

第4条 法88条第1項及び第2項に定める工作物の確認申請に係る手数料は、一の工作物について、別表第4に掲げる額とする。

### (建築物に関する中間検査の申請手数料)

第5条 法第6条の2第1項に定める建築物に関する中間検査の申請に係る手数料は、中間検査申請一件につき、次の各号に掲げる額とする。

- 一 法第6条の3による確認の特例建築物は、別表第1に掲げる額
  - 二 上記以外のすべての建築物は、別表第2に掲げる額
- 2 別表第1、第2の床面積の合計は、当該中間検査に係る部分の床面積(当該特定工程の面積をいう)について算定する。
- 3 直前の確認又は中間検査を他機関等から受けた建築物の場合は、第2条を適用して算出した額と本号により算出した額の合算とする。

### (工作物に関する中間検査の申請手数料)

第6条 法88条第1項及び第2項に定める工作物に関する中間検査の申請に係る手数料は、一の工作物について、別表第4に掲げる額とする。

### (建築物に関する完了検査の申請手数料)

第7条 法第6条の2第1項に定める建築物に関する完了検査の申請に係る手数料は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、次の各号に掲げる額とする。

- 一 法第6条の3による確認の特例建築物は、別表第1に掲げる額

- 二 上記以外のすべての建築物は、別表第3に掲げる額
  - 三 直前の確認又は中間検査を他機関等から受けた建築物の場合は、第2条を適用して算出した額と本号により算出した額の合算とする。
- 2 別表第1、第2の床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定する。又、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをした場合にあつては当該移転、修繕又は、模様替に係る部分の床面積について算定する。
  - 3 当該建築に係る部分が省エネ適合義務のある建築物の審査を要する場合は、前1号で定める額と別表第7に掲げる額の合算とする。

#### （建築設備に関する完了検査の申請手数料）

第8条 法第87条の2に定める昇降機及び小荷物専用昇降機及びその他の建築設備（法第87条の2において準用する場合に限る。）の完了検査の申請に係る手数料は、一の昇降機について、別表第3に掲げる額とする。当該建築設備が仮使用認定をJBAOから受けている場合の手数は30,000円とする。

#### （工作物に関する完了検査の申請手数料）

第9条 法88条第1項及び第2項に定める工作物に関する完了検査の申請に係る手数料は、一の工作物について、別表第4に掲げる額とする。当該工作物が仮使用認定をJBAOから受けている場合の手数は30,000円とする。

#### （検査に係る出張費）

第10条 中間検査、完了検査及び仮使用認定のため確認検査員及び確認検査補助員（昇降機検査員及び建築設備検査員を含む。以下「確認検査員等」という。）が出張する場合は、同規程第5条から前条までの手数料の額に、別表第6により計算した額の出張費・交通費を加算する。

#### （仮使用認定に係る申請手数料）

- 第11条 法第6条の2第1項に定める仮使用認定の申請に係る書類・図面審査、現場検査の手数は申請一件につき、別表第8に掲げる額とする。
- 2 第1項の規定により適用する別表第8の床面積の合計は、仮使用に係る建築物の部分の床面積の合計について適用する。
  - 3 仮使用認定をJBAOで受けた建築物の認定の内容を変更して、再申請する場合の認定手数料は、第2項を適用して算出した額とする。ただし、仮使用部分の区画の位置に変更がなく、当該部分の変更をする場合は第2項を適用して算出した額の1/2とする。床面積が増加する部分を含む場合は、当該増加する床面積以外の部分の床面積に対し本号の規定による手数料を算出した額と当該増加する床面積について第2号の規定を適用して算出した額を合算する。また、建築基準法施行規則第3条の2に該当する軽微な変更による認定手数料の額は、30,000円とする。
  - 4 直前の確認又は中間検査を他機関等から受けた建築物の場合は、別表第9により算出した額の1/2を加算した額とする。

#### （その他手続き手数料）

第12条 その他の手続きによる手数料については、別表第9に掲げる額とする。

(手数料の増減)

第13条 JBA0は本規程に定める手数料の額を、諸々の状況を勘案して増減することができる。

附 則 この手数料規程は、平成22年4月1日より施行する。

改訂	平成22年	6月23日
改訂	平成25年	7月1日
改訂	平成27年	6月1日
改訂	平成27年	12月11日
改訂	平成28年	3月1日
改訂	平成29年	4月1日
改訂	令和2年	9月4日
改訂	令和7年	4月1日